

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処理の方式	間使用時間	の一日使用時間	概季節的変動の要	年工 月着 日手 日定	年工 月完 日成 日定	年使 月開 日始 日定
活性汚泥処理施設	コンクリート製	一、四〇〇	活性汚泥	"	"	"	"	"	"
活性炭吸着処理施設	鉄 製	二、二〇〇	活性炭吸着	"	"	"	"	"	"
活性汚泥処理施設	"	一、八〇〇	活性汚泥	"	"	"	"	"	"
オイルセパレーター	コンクリート製	三六〇、〇〇〇	油水分離	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	"	"	"

(既

設)

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考	種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処理の方式	間使用時間	の一日使用時間	概季節的変動の要	年工 月着 日手 日定	年工 月完 日成 日定	年使 月開 日始 日定
(一)の表の備考は、この表について準用する。	"	"	四〇〇	一、〇〇〇	"	三〇	一〇〇	一・五	二	"
	"	"	二〇〇	三〇〇	"	"	"	"	"	"
	"	"	九八〇	一、〇〇〇	"	"	"	"	"	"
	"	"	七〇〇	四、〇〇〇	"	一五	八〇	二	五	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	四〇〇	"	"	三〇	一〇〇	一・五	二	"
	"	"	四八〇	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	一七	二一
	"	"	九八〇	"	"	一五	八〇	二	五	八七
	"	"	四〇〇	"	"	三〇	一〇〇	一・五	二	"

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
				通 常 最 大 値	最 大 値	
"	"	七・九	水素イオン濃度 (水素指数)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	九・六	化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	二・六	浮遊物質質量 (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	五	鉍油類 (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	一六	窒素 (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
七	九	一六	リン (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	一	窒素 (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	〇・三	リン (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
一・六	"	一・五	窒素 (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	〇・〇三	リン (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	〇・四五	窒素 (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
二〇、〇〇〇	二三四、五〇〇	一五五、〇五〇	排出水の一日当たりの量 (m ³)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
四〇、〇〇〇	二五八、一〇〇	一八六、九〇〇				

五 排出水の汚染状態の値及び排水の量

活性炭吸着処理施設		活性汚泥処理施設		活性炭吸着処理施設		活性汚泥処理施設		オイルセパレーター		種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前				
"	"	七	八	"	"	七	八	"	一〇	水素イオン濃度 (水素指数)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	"	"	"	"	"	八・六	"	二・六	化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
八・五	"	四〇	四〇〇	八・五	"	四〇	四〇〇	"	三四〇	浮遊物質質量 (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
三〇	"	八〇	四七〇	三〇	"	八〇	四七〇	"	六二〇	鉍油類 (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
五	"	"	一〇	五	"	"	"	一〇	一五	窒素 (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
一〇	"	"	三〇	一〇	"	"	三〇	二〇	三〇	リン (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
〇・五	"	二	一〇	〇・五	"	二	一〇	五	一〇	窒素 (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	"	"	"	"	"	"	"	二五	リン (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	"	"	"	"	"	"	"	四五	窒素 (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	"	"	"	"	"	"	"	一・五	リン (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	"	"	"	"	"	"	"	二	窒素 (mg/l)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	"	八三二	"	二、二〇二六	"	一、二二六	"	一、〇四四	排出水の一日当たりの量 (m ³)	通 常 最 大 値	最 大 値	通 常 最 大 値
"	"	"	九一八	"	二、二〇〇	"	一、八〇〇	"	一、六〇七				

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

活性炭吸着処理施設	鉄 製	活性炭吸着
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処理の方式	間使用時間	の一日使用時間	概季節的変動の要	年工事着手予定 月 日	年工事完成予定 月 日	年使用開始予定 月 日
排水処理施設	鉄製・ポリエチレン製・ステンレス	"	砂ろ過・活性炭吸着・PH調整	"	"	"	"	"	"
凝集沈殿施設	鉄製	四五〇	凝集沈殿	"	"	"	"	"	"
排水ろ過施設	ステンレス製	八〇	ろ過	"	八時間	"	"	"	"
分解施設	強化プラスチック製・鉄製	二〇	還元・活性炭吸着	断続	六時間	変動なし	平成二二、三、五	平成二二、三、一	平成二二、三、二

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		備 考 (一)の表の備考は、この表について準用する。
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	七	三	二〇二
"	二	八〇〇	七
"	"	六・五	一五
"	一〇	二〇〇	四〇
"	七	三	一三
六五	二・六	検出せず	一・二
"	四	"	"
六一水	二	三	一〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

No. 6 排水口	No. 5 排水口	No. 4 排水口	No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排水処理施設	凝集沈殿施設	排水ろ過施設	分解施設	種類	項目		汚水等の量																								
							水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)						水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)	窒素	リン	窒素	浮遊物質 (mg/l)	窒素	リン	窒素	浮遊物質 (mg/l)	窒素	リン	窒素												
七・四	七・六	七・三	七	七・二	七・三	八・六	通常	最大	七・六	一五・一	二二・六	二四	二〇・九	四一・八	一一〇	三九一	七・六	一五・一	二二・六	二四	二〇・九	四一・八	一一〇	三九一	七・六	一五・一	二二・六	二四	二〇・九	四一・八	一一〇	三九一	七・六	一五・一	二二・六	二四	二〇・九	四一・八	一一〇	三九一
"	"	"	"	"	"	"	通常	最大	一五・一	三〇・一	四五・六	五〇・七	四七・八	九五・六	一五〇	六一〇	一五・一	三〇・一	四五・六	五〇・七	四七・八	九五・六	一五〇	六一〇	一五・一	三〇・一	四五・六	五〇・七	四七・八	九五・六	一五〇	六一〇	一五・一	三〇・一	四五・六	五〇・七	四七・八	九五・六	一五〇	六一〇
"	"	"	"	"	"	"	通常	最大	四・九	"	一〇	一一三・九	二	五	検出せず	五	四・九	"	一〇	一一三・九	二	五	検出せず	五	四・九	"	一〇	一一三・九	二	五	検出せず	五	四・九	"	一〇	一一三・九	二	五	検出せず	五
"	"	"	"	"	"	"	通常	最大	〇・七	一・四	〇・七	一・四	"	一	"	二	〇・七	一・四	〇・七	一・四	"	一	"	二	〇・七	一・四	〇・七	一・四	"	一	"	二	〇・七	一・四	〇・七	一・四	"	一	"	二
"	"	"	"	"	"	"	通常	最大	一・五	三・一	一・二	二・四	"	一	"	三	一・五	三・一	一・二	二・四	"	一	"	三	一・五	三・一	一・二	二・四	"	一	"	三	一・五	三・一	一・二	二・四	"	一	"	三
"	"	"	"	"	"	"	通常	最大	〇・五	〇・九	〇・五	一・四	"	一	"	二	〇・五	〇・九	〇・五	一・四	"	一	"	二	〇・五	〇・九	〇・五	一・四	"	一	"	二	〇・五	〇・九	〇・五	一・四	"	一	"	二
"	"	"	"	"	"	"	通常	最大	一・二	二・三	一	二・四	"	一	"	三	一・二	二・三	一	二・四	"	一	"	三	一・二	二・三	一	二・四	"	一	"	三	一・二	二・三	一	二・四	"	一	"	三
"	"	"	"	"	"	"	通常	最大	一・六	三・九	〇・八	〇・九	"	検出せず	"	二	一・六	三・九	〇・八	〇・九	"	検出せず	"	二	一・六	三・九	〇・八	〇・九	"	検出せず	"	二	一・六	三・九	〇・八	〇・九	"	検出せず	"	二
二・一	"	〇・七	二・八	〇・七	一〇・五	八	通常	最大	"	一一	"	七〇	"	四五・二	"	五・八	二・一	"	〇・七	二・八	〇・七	一〇・五	八	通常	最大	"	一一	"	七〇	"	四五・二	"	五・八	二・一	"	〇・七	二・八	〇・七	一〇・五	八
三	"	一	一七四	一	一五	大	通常	最大	"	一五〇	"	八八・二	"	五三・八	"	七・二	三	"	一	一七四	一	一五	大	通常	最大	"	一五〇	"	八八・二	"	五三・八	"	七・二	三	"	一	一七四	一	一五	大

山口県告示第四百十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年十二月十日から平成二十三年一月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境下水道部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 出光興産株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 出光興産株式会社徳山工場
所在地 周南市宮前町一番一号
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設、同表第七十号の廃油処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

種 類	項 目		構 造	使 用 の 方 法														
	変更前	変更後																
三七一口	変更前 (四、九〇〇 t/日)	変更後 "	<table border="1"> <tr> <td>予 定 年 月 日</td> <td>工 事 着 手</td> </tr> <tr> <td>予 定 年 月 日</td> <td>工 事 完 成</td> </tr> <tr> <td>予 定 年 月 日</td> <td>使 用 開 始</td> </tr> </table>	予 定 年 月 日	工 事 着 手	予 定 年 月 日	工 事 完 成	予 定 年 月 日	使 用 開 始	<table border="1"> <tr> <td>連 続 二 四 時 間</td> <td>使 用 間 隔 時 間</td> <td>一 日 当 た り の 使 用 時 間</td> <td>季 節 的 な 変 動 の 概 要</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> </tr> </table>	連 続 二 四 時 間	使 用 間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 な 変 動 の 概 要	"	"	"	"
予 定 年 月 日	工 事 着 手																	
予 定 年 月 日	工 事 完 成																	
予 定 年 月 日	使 用 開 始																	
連 続 二 四 時 間	使 用 間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 な 変 動 の 概 要															
"	"	"	"															

変更後		変更前		七四		七〇		"		"		"		"		"		"								
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前							
"	(一、四〇〇 t/日)	"	(二、二〇〇 t/日)	"	(一、八〇〇 t/日)	"	(三、〇〇〇 t/日)	"	"	"	(六、〇 m ³ /時)	"	(四七〇 m ³ /時)	"	(二、三二〇 t/日)	(三、三六〇 t/日)	(二、四〇〇 t/日)	(三、三六〇 t/日)	(二、四〇〇 t/日)							
																(既			(設							
																平成一、五、	平成一、三、	平成一、三、	平成一、三、	平成一、三、	平成一、三、	平成一、三、	平成一、三、	平成一、三、	平成一、三、	平成一、三、
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"							
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"							
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"							

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値											
	変更前	変更後	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
三七一口				八										
				一〇、六										
			四〇〇											
				一、〇〇〇										
				検出せず										
				検出せず										
				一五										
				八〇										
				二										
				五										
	六四八	九五〇	六四八	八、三〇〇	七二	一五、〇〇〇	二、〇〇〇	二、五〇〇	一、七五〇	二、五〇〇	一、七五〇	三四、〇〇〇	一、七五〇	二、四〇〇
			一、四四〇	一一、二八〇	八六	一五、〇〇〇	二、〇〇〇	三、三六〇	二、四〇〇	三、三六〇	二、四〇〇	三四、六三〇	二、四〇〇	二、四〇〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 「三七一口」、「七〇」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設、同表第七十号の廃油処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	変更後	変更前
	"	"
	"	"
	"	"
	"	"

種 類	タイルセパレー					項 目	通 常 最 大	汚 水 等 の 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	処理前		処理後						
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前				
	八	一〇	八	一〇	八	水素イオン濃度 (水素指数)			
	八	二	六	九	六	化学的酸素要求量 (mg/l)			
	四〇〇	"	"	"	三四〇	浮遊物質量 (mg/l)			
	四七〇	"	"	"	六二〇	鉍油類 (mg/l)			
	"	"	一〇	"	一五	窒素 (mg/l)			
	三〇	"	二〇	"	三〇	リン (mg/l)			
	一〇	"	五	"	一〇	汚水等の一日当たりの量 (m^3)			
	"	"	"	"	二五	通 常 最 大			
	四〇	四五	四〇	四五	四〇	通 常 最 大			
	"	"	"	"	一・五	通 常 最 大			
	"	"	"	"	二	通 常 最 大			
	九八一	一、〇四四	九二五	一、〇四四	九五	通 常 最 大			
	一、八〇〇	一、六〇七	一、六二九	一、六〇七	一、六二九	通 常 最 大			

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	"		"		"		七四		七〇	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
	"	"	"	"	"	"	"	七	一〇	"
	"	"	"	"	"	"	"	八	二	六
	"	八・五	"	四〇	"	八・五	"	四〇	"	三四〇
	"	三〇	"	八〇	"	三〇	"	八〇	"	六二〇
	"	五	"	一〇	"	五	"	"	"	一〇
	"	一〇	"	三〇	"	一〇	"	三〇	"	二〇
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二五
	"	"	"	"	"	"	"	四〇	四五	四〇
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一・五
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二
	八三二	六八七	八三二	六八七	二、〇二六	一、八八一	一、一二六	九八一	一、〇四四	九二五
	"	"	"	九一八	"	二、二〇〇	"	一、八〇〇	一、六〇七	一、六二九

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水口	項目	
		変更後	変更前
"	七・九	通	水素イオン濃度 (水素指数)
九	八・五	最	
"	二・六	大	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	五	通	
"	五	最	浮遊物質 (mg/l)
一六	一〇	大	
"	〇・五	最	鉍油類 (mg/l)
"	〇・三	大	
一・五	〇・五	最	窒素 (mg/l)
"	〇・〇三	大	
〇・四五	〇・一	最	リン (mg/l)
"	一五五	通	排水の一日当たりの量 (m ³)
"	一八六、九〇〇	最	

活性炭吸着処理施設				活性汚泥処理施設				活性炭吸着処理施設				活性汚泥処理施設			
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	"	七	"	八	"	"	"	"	"	七	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	八・五	"	"	"	四〇	"	四〇〇	"	八・五	"	"	"	四〇	"	
"	三〇	"	"	"	八〇	"	四七〇	"	三〇	"	"	"	八〇	"	
"	五	"	"	"	"	"	一〇	"	五	"	"	"	"	"	
"	一〇	"	"	"	"	"	三〇	"	一〇	"	"	"	"	"	
"	〇・五	"	"	"	二	"	一〇	"	〇・五	"	"	"	二	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	二、〇二六	"	"	"	一、八八一	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	六八七	"	"	"	二、〇二六	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	六八七	"	"	"	一、八八一	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	八三二	"	"	"	一、一二六	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	八三二	"	"	"	九八一	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	六八七	"	"	"	一、一二六	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	九二八	"	"	"	"	"	

三の宮ふくだクリニック 山口市三の宮二丁目二番三七号 平成二二、九三〇

山口県告示第四百十三号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。
平成二十二年十二月十日
山口県知事 二井 関 成

No. 8		No. 7		No. 6		No. 5		No. 4		No. 3		No. 2	
排水口		排水口		排水口		排水口		排水口		排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
七・九		七・九		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
九\六		九\六		八・六 九\六	八・六 五\五	八・七 九\六	八・七 五\四	八・七 九\六	八・七 五\四	八・七 九\六	八・七 五\四	八・七 九\六	八・七 五\四
二・六		二・六		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
五		五		"	"	"	五	六	"	"	"	"	"
二〇		二〇		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二五		二五		六	一〇	六	一〇	九	一〇	七	一〇	九	一〇
一		一		〇・五	〇・五	一	〇・五	一	〇・五	一	〇・五	一	〇・五
〇・四		〇・七		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一・五		一・五		一・五	〇・五	一・五	〇・五	一・五	〇・五	一・六	〇・五	一・五	〇・五
〇・〇三		〇・〇三		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
〇・二		〇・二		〇・四五	〇・一	〇・四五	〇・一	〇・四五	〇・一	〇・四五	〇・一	〇・四五	〇・一
二四		二四		"	七五、二〇〇	"	一五九、四二〇	四〇二、四二〇	四〇二、一三〇	"	二〇、〇〇〇	"	二二四、五〇〇
七、二〇〇		二四〇		"	七九、〇〇〇	"	二九一、二六〇	四七二、四八七	四七二、五七九	"	四〇、〇〇〇	"	二五八、一〇〇

うちみち脳神経クリニック 防府市石が口二丁目二番三八号
木村クリニック 長門市油谷新別名九五三の一
いまた耳鼻咽喉科クリニック 周南市大字久米三二〇の一
中原内科医院 " 青山市四丁目一三
藤本歯科診療所 光市中央五丁目一番七号
山一薬局大内店 山口市大内矢田九一〇の一
有限会社マリフ薬局 岩国市麻里布町三丁目二〇番一六

平成二四、二、九
平成二〇、三、三一
平成二二、九、三〇
一〇、四

山口県告示第四百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年十二月十日

医療機関	所在地	指定年月日
三の宮ふくだクリニック	山口市三の宮二丁目二番三七号	平成二二、一〇、一
うちみち脳神経クリニック	防府市石が口二丁目二番三八号	" " " "
木村クリニック	長門市油谷新別名九五三の二	" " " "
中原医院	周南市青山町四番一三三〇号	" " " "
いまた耳鼻咽喉科クリニック	" 大字久米三三〇一の一	" " " "
藤本歯科診療所	光市中央五丁目一番七号	平成二〇、四、一
ソレイユ薬局	山口市黒川七七一の一三	平成二二、一一、一

山口県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年十二月十日

指定訪問看護事業者等 主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等 所在地	指定年月日
株式会社 For est 岩国市玖珂町三三〇四三〇	訪問看護ステーションあゆみ 岩国市玖珂町三三〇四三〇	平成二二、一〇、一

山口県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年十二月十日

有限会社若草	周南市緑町一丁目五三番四号	デイサービスセンターわか	周南市緑町一丁目五三番四号	通所介護	平成二二、一〇、三一
--------	---------------	--------------	---------------	------	------------

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社わたぼうし	柳井市柳井四九二〇の二	訪問介護	平成二二、一一、一
医療法人かむらクリニック	山口市小郡下郷三〇七の二	居宅療養管理指導	" " " "
有限会社花咲美	" 大内矢田一九二の八	通所介護	一〇、一
特定非営利活動法人優喜会	光市大字小周防一六五八の一	" " " "	" " " "
医療法人社団 高橋内科	周南市緑町一丁目六六	" " " "	" " " "
有限会社あさかい	山陽小野田市大字鴨庄五六の二	" " " "	" " " "
社会福祉法人 健仁会	" 大字厚狭五〇三の一	短期入所生活介護	一一、一
医療法人健仁会	" 日の出三丁目七番二号	短期入所療養介護	" " " "
周南マリコム株式会社	周南市入船町二番三号	夜間対面型訪問介護	" " " "

平成二十二年十二月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画道路三・二・三百二徳山停車場線
- 二 変更の内容
区域の変更

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画道路三・三・三百四海岸通線
- 二 変更の内容
区域の変更

山口県告示第四百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画公園を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画公園六・五・一光スポーツ公園
- 二 変更の内容
区域の変更

山口県告示第四百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 山陽小野田市大字東高泊字三ノ茅場一 二四一の三、二四一の三、二四一の三、 四一の五地先、二四一の六地先及び 二四一の七地先	幅 (メートル) 四・〇	延 (メートル) 二九・九	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 一一三・四九
--	--------------------	---------------------	-------------------------------------



(四〇二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年一月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十二月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十一月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 あい・ねつと佐山
代 表 者 の 氏 名 中村 浩美
主たる事務所の所在地 山口市佐山二七三五番地
- 三 定款に記載された目的
高齢者や子育て家庭に対して、福祉サービスに関する事業を行い、相互扶助（セーフティネット）の活性化及び地域福祉の増進に寄与すること。

(四〇三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十三年一月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課

及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十二月十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人テングーハートDonMin

代 表 者 の 氏 名 西本勢津子

主たる事務所の所在地 岩国市南岩国町二丁目七五番三三三号

(四〇四) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、山口市沖の原地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年十二月十日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

山口市沖の原地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年十二月十三日から平成二十三年一月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四〇五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年十二月十日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市大字三井字上吉末
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
光市上島田七丁目九番一六号
藤井 教史



山口県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年十二月十日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年/月/日)
政治団体の名称 井原すかご後援会	代表者の氏名 井原 勝介	会計責任者の氏名 岩政 裕子	主たる事務所の所在地 岩国市今津町2丁目7番/6号		平成22、 11、26
黒川康弘後援会	日本森一郎	白石 雅彦	宇部市東藤曲2丁目7番6号		〃 〃 29
村中克好後援会	竹村 誠	平田 浩二	下関市秋根南町2丁目1番/号		〃 〃 /5
明友会	菅原 明	吉田 和久	長府港町/3番/号		〃 〃 30

山口県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十二年十二月十日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考(年/月/日)
		異動	日	
政治団体の名称	異動事項	新		

自由民主党山口県LPオース支部	代表者	中野 泰雄	品川 邦彦	平成22年11月19日
	会計責任者	内山 一好	古川 晃	
いたや正と市政に参画する会	〃	中林 義幸	嶋田 英治	〃
小坂玲子後援会	事務所	周南市大字櫛ヶ浜/18	周南市大字櫛ヶ浜/05	〃
神綱労組長府支部政治活動委員会	代表者	吉田 和久	五十嵐 誠	〃
菅原あきら後援会	〃	〃	〃	〃
全国LPオース政治連盟山口県支部	〃	中野 泰雄	品川 邦彦	〃
	会計責任者	内山 一好	古川 晃	

山口県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年十一月十日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
芦原広俊後援会	中原 俊雄	山本 英治	光市大字三輪1116の1	平成21年12月31日
生風会	武田 壽生	神代 和男	山口市神田町9番16号	平成22年10月〃
武田寿生後援会	梅本 高	西村 正伸	〃	〃
藤岡恭子後援会	藤岡 恭子	藤井久美子	岩国市甘木/258	〃

山口県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年十一月十日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正 顯

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考 (指定届出日)
	下関市議会議員	明友会	下関市長府港町/3番/号	菅原 明	
菅原 明	〃	〃	〃	〃	平成22年11月30日

山口県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた回項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年十一月十日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正 顯

届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考 (資金管理団体でなくならなかった旨の届出年月日)
	山口市議会議員	生風会	山口市神田町9番16号	武田 壽生	
武田 壽生	岩国市議会議員	藤岡恭子後援会	岩国市甘木/258	藤岡 恭子	平成22年11月2日
藤岡 恭子	〃	〃	〃	〃	〃

平成二十二年十二月十日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁